

(見本)

市有財産売買契約書

売主 上尾市と買主 _____ とは、本契約書に定めるものの他、上尾市契約規則及び上尾市インターネット公有財産売却ガイドライン等の諸規定を遵守し、自動車の売買について次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 売主、買主両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

物 件 名	数量	摘要
	1 台	別紙のとおり

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 _____ 円（消費税を含む。）とする。

(契約保証金)

第4条 買主は、本契約締結と同時に契約保証金を売主に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第11条に定める損害賠償の予定又はその一部と解しない。

3 売主は、買主が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は、返還しないものとする。

5 買主がこの契約に定める義務を履行しないために売主がこの契約を解除したときには、買主が納付した契約保証金は、売主に帰属する。

(代金の支払い)

第5条 買主は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 _____ 円を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに売主に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに買主に移転する。

(名義変更)

第7条 買主は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が買主に移転した後、遅滞なく移転登録申請等を行うものとする。ただし、所有権移転手続等に要する費用は、買主負担とする。

2 買主は移転登録等を行った後、売主から請求された場合は、移転登録等を行ったことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

(物件の引渡し及び受領)

第8条 売主は、前条に定める所有権が買主に移転したときに、売買物件を現況のまま引き渡すものとする。

2 買主は、売買物件を上尾市で受領する。

3 買主は、売買代金納付後引渡しを受けるまで保管を希望する場合は、保管依頼書を売主に提出するものとする。

3 引渡し及び受領に要する費用は買主の負担とする。

(危険負担)

第9条 本契約の締結後、売買物件が売主の責めに帰することのできない事由により破損、焼失等により損失した場合は、買主の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第10条 買主は、本契約の締結後、物件に隠れた瑕疵等があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第11条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を買主に請求することができる。

(契約の解除)

第12条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、買主が納付した入札保証金は、売主に帰属するものとする。

(疑義の解決)

第13条 本契約の実施に関して疑義のあるときは、売主買主協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主、買主記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

売渡人

氏 名 上尾市長 ○ ○ ○ ○ 印

住 所 _____

買受人

氏 名 _____ 印

別紙

車名	
年式	
車台番号	
型式	
乗車定員	
長さ×幅×高さ	
総排気量	
色	
走行距離	
自動車検査証有効期間の満了する日	年 月 日有効期間切れ